

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る休園等対策ガイドラインについて【第4版】

休園等対策ガイドラインについては、県の実施方針「濃厚接触者及び積極的疫学調査の取り扱いについて」により、下記のとおりとしますので、ご理解ご協力をお願いします。

## 記

## 【認定こども園・保育所の対策ガイドライン】

対象	感染等の状況	園児の対応	自宅待機期間	園の対応
園児	感染	当該園児は、保健所等が登園を許可するまで登園不可	7日間出席停止	状況により当該こども園・保育所の全部又は一部を休園※1
	濃厚接触 同居世帯内で感染者が発生した場合	当該園児は、登園不可	感染対策を講じた翌日から5日間又は感染者との最終接触日（陽性最終日）の翌日から5日間出席停止	通常保育 間は自宅待機して下さい。 PCR検査等を受けて結果が出るまでの期間
	感染の疑い (クラス・学年休園) 園内で感染者が発生し、濃厚な接触が疑われる場合	当該園児は、登園不可	クラス・学年休園の期間(5日間)出席停止※2	
	体調不良 園児が体調不良の場合 鼻水、咳、発熱、下痢、倦怠感や風邪症状がある場合	当該園児は、登園不可 ※体調が気になる場合、かかりつけ医に相談し受診しましょう。鼻炎・喘息等の鼻水・咳は園に相談して下さい。	体調不良の期間は自宅療養 ※本人の体調不良が治るまで登園不可。	
その他の対応	ア. 基本的な感染症対策（職員のマスク着用、手洗いや咳エチケット）の徹底 ※ 2歳未満児へのマスク着用は勧められません。2歳以上児については、状況及び保護者理解を得て着用を判断してください。 イ. 保護者との連携      ウ. 適切な環境の保持（保育室等のこまめな換気等） エ. 登園前の検温と健康観察      オ. 園連絡網での周知      カ. 施設設備等の緊急時の消毒			

○「クラス休園のきょうだい園児」と「体調不良」を除き、当該こども園・保育所の全部又は一部を休園とした期間と感染や濃厚接触により保健所等が許可するまでの期間の保育料は、日割り計算し還付します。また、まん延防止や緊急事態宣言が発令され、登園自粛を行った場合も含まれます。

○クラス休園になった場合でも、きょうだい園児は体調不良がなければ登園可能です。

○小中学校の全部又は一部を休校した場合、きょうだい園児は体調不良等がなければ登園できます。

※1 感染者数、濃厚接触者の有無やその範囲により、休園の実施や範囲（園全体、クラス・学年単位）、期間等を判断します（職員が感染し、十分な保育を提供できない場合も含む）。期間は原則5日間です。ただし、保健所や園医等の関係機関と協議のうえ、期間が短縮・延長する場合があります（一部休園・全部休園）。

※2 園内で感染者が出た場合でも、登園状況や保育状況によっては、クラス・学年休園せずに個別に5日間の出席停止をお願いする場合があります。

【お願い】児童・生徒・保護者等が感染者や濃厚接触者となった場合、通っている認定こども園、保育所、学童保育、学校などの関係施設には、確実に連絡を入れていただくようお願いします。